

株式会社商工組合中央金庫法案(仮称)の概要

資料2

- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月2日公布、施行)
 - ・「政策金融改革に係る制度設計」(平成18年6月27日政策金融改革推進本部・行政改革推進本部決定)
- に従って、完全民営化される商工組合中央金庫について、完全民営化までの移行期に係る商工組合中央金庫の在り方等を規定する本法案を策定する。

株式会社商工組合中央金庫法案(仮称)

平成
20年
10月

協同組織から株式会社へ組織転換(特殊会社化)

既存の民間出資者に十分に配慮し、組織転換を円滑にするための措置を講ずる
既存の民間出資者に不当な利益移転が生じないよう手当てを行った上で、政府出資のかなりの部分を準備金化

移行期

(1) 業務

貸付け 中小企業団体及びその構成員向けの金融機能の根幹を維持できるよう、融資対象を限定
預金 資格制限を撤廃、預金保険機構に加入
商工債の発行 金融債の発行を引き続き認める

(2) 株主

株主構成を中小企業団体及びその構成員に限定。 政府も完全民営化までの間は株式を保有

(3) 監督

主務大臣の監督は真に必要なものに限定
民間金融機関とのイコールフットイングや財政措置に係る公益性確保の観点に留意し、政府関与を縮小

完全
民営化
時点

完全民営化

市場の動向を踏まえつつ、法施行後おおむね5年後から7年後を目途として、政府保有株式の全部を処分
移行期に係る特別の法律は廃止。政府保有株式が全部処分後、直ちにそのための措置を講ずる
その上で、中小企業団体及びその構成員向けの金融機関としての機能を維持するため必要な措置を講ずる